

平成24年度 第1回四條畷市住居表示審議会議事録

○日 時 平成24年8月6日 午後2時から

○場 所 四條畷市役所 本館3階 委員会室

○出席者 委員14名：大川委員、吉田委員、長畑委員、土井委員、平野委員、山口委員、西口委員、景山委員、藤井委員、石原委員、平山委員、木林委員、大西委員、軽尾委員、(欠席1名：吉村委員)

事務局5名：大井副市長、響野新炉建設整備担当部長兼生活環境担当部長、吐田まちづくり部長兼特定地区整備担当部長、杉本市民課長、木邨市民課主任

○審議内容

- ① 会長、副会長の選出について
- ② 砂地区の住居表示について

事務局	<p>ただいまから、平成24年度第1回四條畷市住居表示審議会を開催させていただきます。第1回目の会議でございますので、会長が決定致しますまでの間、事務局で進行させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、まず最初に市長より皆様にご挨拶を申し上げますところではございますが、病氣療養中でございますので、副市長よりごあいさつ申し上げます。</p>
副市長	副市長あいさつ
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ここで、案件に入ります前に事務局より審議会委員の皆様の紹介をさせていただきます。それでは、名簿順にて、ご紹介申し上げますので、よろしくお願いいたします。なお、委員の皆様のお席につきましても、名簿の順にてお願いしております。よろしくお願いいたします。</p> <p>(1)号委員をご紹介。</p> <p>大川泰生委員、吉田裕彦委員、長畑浩則委員、土井一憲委員、平野美治委員の5名を紹介。</p> <p>(2)号委員を紹介。</p> <p>山口久美子委員、西口久美子委員の2名を紹介。</p> <p>(3)号委員を紹介。景山隆光委員、藤井清司委員、石原欽子委員、平山明子委員の4名を紹介。</p> <p>(4)号委員を紹介。</p> <p>木林和代委員、大西昭爾委員、軽尾雅之委員の3名を紹介</p> <p>事務局側の出席者を紹介。</p> <p>大井副市長、響野新炉建設整備担当部長兼生活環境担当部長、吐田まちづくり部長兼特定地区担当部長、木邨主任、杉本市民課長。の5名の紹介</p> <p>以上でございます。各委員におかれましては、今後ともよろしくお願い申し上げます。なお、事務局は市民課でございます。</p> <p>本日の出席委員は14名でございます。欠席委員は1名でありますので四條畷市住居表示審議会条例第6条第2項の規定により、過半数のご出席がございましたので、会議が成立しておりますことをご報告します。</p> <p>(1)会長及び副会長の選出についてを議題といたします。</p> <p>これまでと同様、この議題につきましても、事務局で進行させていただきます。宜しくお願い致します。審議会条例第5条第1項で、会長及び副会長は委員の互選により定めとなっておりますが、どのような方法で行えばよろしいですか、委員の皆様にお諮りさせていただきます。</p>
委員	委員より(事務局一任の声あり)
事務局	ただ今、事務局一任とのご発言をいただきましたが、それでよろしいでし

事務局	ようか。
委員	委員より(異議なしの声)
事務局	それでは、事務局といたしましては、各選出母体の委員さんの中から選考委員を1名ずつ選出していただき、会長及び副会長を選出していただきたいと考えております。いかがでしょうか。
委員	(異議なしの声)
事務局	具体的には、各母体、今紹介しました1号委員、2号委員、3号委員、4号委員の中から1名ずつ選考していただいて、別室のほうで会長、副会長を決めさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声)
事務局	それでは、ただ今申し上げました4名の選考委員の方につきましては、どのような方法で決めさせていただけばよろしいでしょうか。 各母体さんの中で誰かを選出していただいてご報告をお願いいたします。 それぞれでお話しをお願いします。
	委員より 3号委員は影山委員。 委員より 1号委員は大川委員。 委員より 2号委員は山口委員。 委員より 4号委員は郵便事業株式会社 大西委員。
事務局	それでは、報告させていただきます。 1号委員からは(大川委員さん) 2号委員からは(山口委員さん) 3号委員からは(影山委員さん) 4号委員からは(郵便事業株式会社四條畷支店の 大西委員さん) と、決まりました。よろしいでしょうか。
委員	委員より (異議なし) の声。
事務局	それでは、ただいまご指名申し上げました4名の委員さんにつきましては、別室におきましてご協議をお願い致したいと存じますので、その間、審議会は暫時休憩とさせていただきます。宜しくお願い致します。

	(審議会休憩)
事務局	選考委員会の会議を進めるにあたり、選考委員長を選出していただき、委員会を進めていただきたいと存じますので、どのような方法で行なえばよろしいか。
委員	(事務局一任の声)
事務局	ただ今、事務局一任との発言をいただきましたが、それでよろしいか。
委員	(異議なしの声)
事務局	それでは、事務局といたしましては、大川委員にお願い申し上げたいと存じますが、よろしいでしょうか。
委員	(異議なしの声)
事務局	それでは代表の大川委員、選考会の進行をよろしくお願いいたします。
委員	それでは、ただ今より四條畷市住居表示審議会の会長及び副会長の選考委員会を開かせていただきます。
委員	事務局案はどうか。
事務局	事務局案を答える。
委員	それでは、会長に藤井委員、副会長に平野委員と決し、これを審議会に報告することとしてよろしいか。
委員	(異議なしの声)
委員	それでは、審議会に報告することとし、これで先行委員会を終了することといたします。
事務局	それでは、審議会を再開させていただきます。選考結果を選考委員から発表をお願いします。
委員	先ず、選考委員会では委員会を進行するための代表選出を行いました。選考委員会を代表いたしまして、私が選考委員会の結果をご報告申し上げます。

委員	<p>それでは、会長には、3号委員から藤井委員、そして副会長には1号委員より平野委員を選考したことを、ご報告致します。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今ご報告をいただきました、選考結果にご異議ございませんか。</p>
委員	<p>(異議なしの声)</p>
事務局	<p>それでは、会長には、藤井委員、副会長には、平野委員に決定させていただきます。</p>
事務局	<p>よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>会長、副会長には恐れ入りますが、前の席にご移動下さいますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、会長に就任の挨拶をお願い申し上げます。</p>
会長	<p>会長あいさつ</p>
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして副会長よろしくようお願いいたします。</p>
副会長	<p>副会長あいさつ</p>
事務局	<p>ありがとうございました。今後とも、よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>それでは、会長、副会長が決まりましたので、ここで市長より会長に住居表示審議会に意見を求める諮問をさせていただきます。</p>
副市長	<p>(副市長、諮問書を読み上げる。)</p> <p>(区域図とともに諮問書を会長に渡す。)</p>
事務局	<p>それでは、ただ今、副市長から住居表示審議会に諮問がございましたので、会議に入ります前に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず資料1 四條畷市住居表示審議会名簿、資料2 住居表示関係法令集等、資料3 区域予定図、資料4 住居表示制度の概要、資料5 諮問書(写)区域図添付、資料6 住居表示制度のあらまし、以上でございます。</p> <p>全部でございますでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは、これから会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。会長よろ</p>

事務局	<p>しくお願い申し上げます。</p>
会長	<p>それでは、先程、諮問がありました、①市街地の区域を定めることについて、②市街地区域を住居表示実施区域と定めることについて、③住居表示実施方法を街区方式とすることについて、を議題として、審議に入りたいと思います。先ず、諮問内容について、事務局より、説明を受けることにします。事務局、お願いします。</p>
事務局	<p>それでは今回の諮問内容についてご説明申し上げます。住居表示に関する法律第3条第1項の規定におきまして、市町村は、住居表示の方法を定めなければならない。という規定に基づき、議会に議案を上程します前に審議会にただ今、申し上げました内容について、諮問させていただいたところでございます。</p> <p>まず、一点目の市街地の区域を定めることについてでございますが、ここで言う市街地とは、常識上の概念で、客観的に市街地という概念にあてはまる地域を指すものです。なお、市街地の具体的な認定は、市町村にまかされており、今回のその市街地区域決定をお願いしますところは、お手元の資料3の図に黄色で示しているところで、大字砂地区内の面積50.7haの区域でございます。</p> <p>次に2点目の市街地区域を住居表示実施区域と定めることについてですが、市街地の区域として定めた、先程の資料3でお示した区域の全てを住居表示を実施する区域として定めるということでございます。</p> <p>次に3点目の住居表示に関する市街地区域の住居表示の実施方法を街区方式によるものとするについてでございます。これは、住居表示に関する法律第2条の規定に基づき「市街地として定めた、先程の資料3の図に黄色でお示した区域における住居表示の方法を定めるもので」その方法といたしまして街区方式又は道路方式のいずれの方法によるかを定めなければならないわけでございます。本市におきましては第1次からこれまでの住居表示につきましては、全て、街区方式を採用してきております。</p> <p>それでは、各方式の説明をさせていただきます。</p> <p>先ず、街区方式でございますが、市町村内の町又は字の区域を道路・鉄道・その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域と建物等に付けます住居番号で〇〇町〇番〇号とします。次に道路方式でございますが、市町村内の道路に名称を付け、その道路又は道路に通ずる通路に接する建物に付けられる住居番号で〇〇通り〇〇号という方法でございます。</p> <p>次に、住居表示のあらましをご説明申し上げます。お手元の資料6の住居表示制度の概要の冊子にて、簡単に説明。</p> <p>これまで、住所を表すには、地番（土地の番号）を用いてきましたが、時が経つにつれて何かと不便が生ずるようになりました。土地の番号は財産を表す符号であるため、絶えず売買等の取引により、分筆されたり合筆された</p>

事務局

りしてきました。この結果、飛び地番や空き地番ができ、地番は順番に並んでおりません。また、町の境界にしなくても不明確です。そのため郵便物や、配達物が遅れたり、誤配されたりすることが多々あります。また、皆様方の家を訪ねてくることがあっても、すぐにわからないのが実情でございます。

四條畷市ではこのような不便をなくすため、住居表示に関する法律にもとづきわかりやすく住みよい街づくりのため、昭和49年から、区域を決めて新しい住居表示制度を実施してまいりました。

図1をご覧ください。現在複雑に入り組んでいる町の境界を道路・河川・鉄道にうつして、わかりやすくし、一定の大きさになるよう、区画（街区）にします。

続きまして町名でございますが、図1をご覧ください。区画された町ごとに新しい町名をつけます。町名はできるだけ従来の名称に準拠いたします。よみやすく、簡明なもの、その地にふさわしいものを選択し、大字は使用いたしません。

続きまして図2をご覧ください。町の中をさらに道路などを境にして、いくつかの区画に分け、これに順序良く番号をつけます。続きまして、図3をご覧ください。街区の周囲を右回りに10mづつ区切ってこれに1. 2. 3.... の 順番に番号をつけ、これをもとに住居番号をつけます。1の10mの間に出入り口がある建物は、1号となります。

続きまして、表示板であります。現在地や訪問先がすぐわかるように、各街区の4隅には、街区表示板をまた、各ご家庭の玄関、門柱などに住居表示版を取り付けます。

続きまして、新しい住所の表し方でございますが、実施前は、四條畷市大字砂123番でございますが、実施後は、四條畷市〇〇町1番2号または、〇〇丁目1番2号となります。また中高層マンションの建物でございますが、1階を100番台、2階を200番台、3階を300番台とし、101. 102. 201. 202. 301. 302.... と部屋番を取ります。住所の表し方は、四條畷市〇〇町1番2-101号または、〇〇丁目1番2-101号となります。

続きまして実施区域内の中で一部建物の位置している周辺が田畑や空き地で区画整理されておらず、街区符号を取ることがない場合は、地番表示という下記の方法をとることがあります。実施前は四條畷市大字〇〇123番地ですが、実施後は四條畷市〇〇町123番地または〇〇丁目123番地となります。

続きまして今までの地番はどうなるのかということですが、今まで使ってこられた地番は住所の表示には用いられません。しかし、地番は今までのとおり土地という財産ですので、それらを明らかとするため、符号としてそのまま残ります。また、本籍の表示もいままでどおり、土地につけられた地番を用います。従いまして土地や建物等不動産所在地や本籍を表示する場合は、次の通り、新しい町名の次に従来通りの地番を記入して表すこととなります。

事務局	<p>実施前は、四條畷市大字〇〇123番地ですが、実施後は四條畷市〇〇町123番地となります。また、四條畷市〇〇丁目123番地となります。なお本籍の表示につきましては、本人が転籍届をすることによって、地番から新制度の街区符号に変更することができます。</p> <p>続きまして、住居表示制度の実施に伴う住所変更等の手続きについてですが、新制度が実施されますと、市役所関係の公簿、住民票、印鑑登録証、選挙人名簿等は、職権で新しい住所に書き換えます。本籍も実施区域内にある人は、同時に戸籍簿の本籍欄も新丁目に書き換えられます。また、土地建物等の登記物件の所在地については、法務局で新しい丁目に書き換えられますのでなんら手続きはいりません。</p> <p>しかし、土地建物等登記物件の所有者の住所や会社等の法人の代表者の住所その他運転免許証、認可書、登記書についての住所書き換えにつきましては、本人が届出をすることとなっております。それらに必要な住居表示変更証明書は市役所が、無料発行いたしますのでご面倒ですが関係機関でお手続きいたしたいと思います。最後にご説明しましたとおり、住居情事の実施につきましては、実施区域住民の皆様のご同意またはご協力がなければ実施できないということをご理解していただきたいと存じます。以上簡単ですが説明とさせていただきます。</p>
会長	<p>ただ今、事務局から説明がございました。</p> <p>ここで、皆様のご意見、また、ご質問がございましたら、ご遠慮なく、ご発言をお願いしたいと思います。ご意見、ご質問のある方、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
委員	<p>今回は地元のほうから地番がむちゃくちゃで分かりにくいという要望があり、仮にここで答申した場合の地元への説明についてはどうなるのか？</p>
事務局	<p>はい、当然地元のほうへ入りまして、説明等はさせていただきます。また地元のほうから要望があれば、進んで説明会を開催させていただきます。</p>
委員	<p>(住居表示について) 反対、賛成と別れると思いますが、多数決で決するのか、反対者を何とか説得するのか？</p>
事務局	<p>今回要望がありましたことについては、地元ではある程度まとまっているということで住居表示の予算もとって進めております。前提として、地元の合意があると認識しております。</p>
委員	<p>街区、いわゆる何番何号というのは、10mごとで決まるのはわかるが、丁目をどのようにしてきめるのか？</p>

事務局	<p>丁目については、前段で説明がございました、旧の由来ですね、例えば今回でしたら大字砂という名前がございます。地域の方が残しておきたいという場合は、その地名を残したいと考えております。ただ、第2回の住居表示審議会で地元の委員さんを入れる予定にしております。それは地元の自治会内部でいろいろ審議していただいてこちらのほうに上げていただくという特別な委員さんですけども、そういう方に地元に戻っていただいて、正しい名前をですね、ここにふさわしい名前はなんであるかということを経元で相談していただいて、最終的にここに上げていただくという方法を取りたいとこちらのほうは決めております。</p>
委員	<p>いまの説明ですと、砂〇番〇号という名前に持っていくという考え方ですか？</p>
事務局	<p>いえ、それは地元の方に決めていただくという形になります。あくまで、今まで長く使っておった名前は残しておきたいという気持ちをもった方もおられます。そういう形で、いままでは岡山、それと南野何丁目という形でやってきたものですから基本は古来から使っておった地名を基本に、地元で話し合っていただくのが基本原則となっております。</p>
委員	<p>例えば、南野1丁目、2丁目、3丁目とあるが、その丁目の割り方はどうするのか？</p>
事務局	<p>街区割ですね。主要の河川並びに道路で区切ってまいります。その道路上に砂でしたら、四條驛駅、市役所にいちばん近いところから10m間隔でフロンテージという番号を打ってまいります。その道路上に番号を打って一つの街区を決めると街区はあくまで砂の場合は、河川と道路を基本に考えております。</p>
委員	<p>だいたい、7とか8丁目ぐらいまでできるのか？</p>
事務局	<p>碁盤の目に割っていくわけですが、今回考えておりますのは、やはり何丁目というのは一桁という考え方を持っております。ですから10を上回るというのはなく、9までという形となります。当然割っていきますと、9つ以下という形で、1つの街区は決めてまいりたいというふうに考えております。</p>
会長	<p>例えば岡山が1丁目、2丁目、3丁目... とあるように砂も同じ流れになるのか。それから170号線（外環状線）以西の部分を砂西とかつけたいのでは。</p>
事務局	<p>そうですね、中野の場合は、大字中野を中野本町それと中野新町と今は東</p>

事務局	<p>中野と西中野があるわけですが、一部美田町も含まれております。そのような形で砂地区に関しましても外環状線を中心に西側と東側に分けることは可能です。</p>
委員	<p>いろいろな話がでてこれからですが、まず町名の前に「大字砂」をどうするのか。大字砂の大字を取って「砂地区」ただ、西地区が残っており、区域に入れるのか先ほどあった2名の地元委員さん、自治会を含めまして中でネーミングの検討が必要ではないかと思えます。いろいろ説明があった中で砂地区では岡山から砂に入るところで、先代からの道がありますから北と南で1丁目2丁目に分ける。突き当りの若干集合住宅があるあたりで分け、大きく分けると1～3丁目と3つになるのかと考える。それと外環状線から以西については、そこで1つのものとなる。ただ私の聞いているところでは、住居にはできないと聞いておりますので、人が住んでマンションが建つところではないので、概ね砂西町等で進んでいけばいいのでは。</p>
会長	<p>岡山にもまだ大字岡山が残っている個所がある。前に聞いた話だが、その区域を清滝に入れると聞き、そこに住んでいた人が今更清滝になるのは嫌だと、反対が出て今も大字岡山のままである。砂地区も同じような考え方の箇所はないか。砂では、市道忍ヶ丘砂線から南の部分は砂なのか？</p>
委員	<p>岡部小学校交差点から一方通行があるが、その道路より北側が砂地区、南側が中野、そしてお好み焼きの店舗が蔀屋である。その先の外環状線を超えて、土砂販売の商店の横の道が旧の砂と蔀屋の境界である。</p>
事務局	<p>基本的にまちづくりの観点から外環状線から西側の大字砂と大字蔀屋については、基本的には商業施設を考えております。都市計画上の計画面では住居は想定している区域ではないと聞いております。基本的には住居系は立たない区域であり、今大型商業施設が計画されておりますが、その他流通業務施設などを市としては考えていきたいと思っております。</p>
会長	<p>砂地区の住居表示の実施時期は？</p>
事務局	<p>予定では平成26年の2月ごろを設定しております。</p>
委員	<p>だいたいの（住居表示）計画はできているのか。</p>
事務局	<p>次の審議会ではある程度の形をお示しできると思えます。先ほども話しました通り、地元委員も入ってもらいます。委員からの意見でもあった町割についても大体どのような形になるのかをお示し出来るかと思えます。</p>

会長	それは、地元と役所でやるのか。
事務局	はい、私のほうからお示しして、それについて地元のほうで意見を集めたりします。
委員	例えば北高の北側とか市街化調整区域となっているが、調整区域がどうなっているのか線引きが分かる参考地図を頂きたい。
事務局	準備いたします。
委員	北側の住居がない調整区域の場合は住宅が建設できない。ということになるので大きく左右される。次の会議では、調整区域が分かる資料の準備をお願いしたい。
会長	ほかに、ご意見はございませんか。
会長	「ない」ようでしたら、ここで、委員の皆様にお返りします。諮問のありました、「砂地区を、住居表示に関する市街地区域として別図(資料5)のとおり定めるとともに当該区域を住居表示実施区域に定めること及び当該区域の住居表示の方法を街区方式によるものとするについて」は、諮問内容のとおり答申することにつきましては、ご異議ございませんか。
委員	(異議なしの声)
会長	異議が無いようでございますので、諮問どおり答申することに決定させていただきます。
会長	次に、市長への答申書の作成に関しましては、会長の私に一任していただくことにしてよろしいか。
委員	(異議なしの声)
会長	異議なしということでございます。 それでは、市長への答申書につきましては、ご一任いただきましたので、委員の皆様には、後日、その(写)を送付させていただきます。最後に、事務局の方から、その他の件として何かございますか。
事務局	①町名につきましては、次回の審議会でご審議をお願いする予定でございます。②次回の審議会につきましては、地元から2名委員の出席をを予定しております。宜しく申し上げます。③次回の開催時期につきましては、25

事務局	年の3月を予定しております。宜しくお願いします。④26年の2月に住居表示実施の予定ですがその間に2回ほど審議会を行う予定です。
会長	ただいま、事務局から報告のありましたことについて、何かご質問ございませんか。
委員	あと3回で住居表示を仕上げるのか？
事務局	最低3回は審議会を開きます。
委員	その間、地元には頻繁に協議するのか？
事務局	当然、審議会と地元とは別で市と地元は頻繁に協議を行います。
委員	どうも納得がいかないが、せめて2か月～3か月の間に審議会を1回やるとか、地元協議の報告書等を頂かないと、次の3月といえば、遅すぎないか。今せっかくいろんな質問が出ていたのを3月までほっといてやっていけるのか疑問である。
事務局	地元協議等で得た情報や内容については、当然、審議委員の皆様には情報提供させていただきます。
委員	事務局の説明が不十分。実施までに最低3回の審議会だけと勘違いする。
事務局	実施は26年2月だが、審議会については最低あと3回、今日を含め4回を考えている。また、地元との説明会とか得た情報については、委員さんの皆様に情報提供をさせていただきます。
副市長	事務局が横にいる中で意見するのは申し訳ないですが、26年2月に実施しようとなると、早くても来年の今ぐらいまでには、決定していないと間に合わないと思います。先ほど3月と申しましたが、もうちょっと早い時期で、地元と調整を並行しながら再度審議会開催時期を検討して改めて委員の皆様には日程調整させていただきます。
事務局	それでは、これもちまして、第1回四條畷市住居表示審議会を終わらせていただきます。